

○総務省告示第二百六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別表第一（第二条関係） 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者	<table><tr><td>区分</td><td>テレビジョン放送</td><td>ラジオ放送</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>株式会社とちぎテレビ</td><td>株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	区分	テレビジョン放送	ラジオ放送	栃木県	株式会社とちぎテレビ	株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木	〔略〕	〔略〕	〔略〕
区分	テレビジョン放送	ラジオ放送									
栃木県	株式会社とちぎテレビ	株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木									
〔略〕	〔略〕	〔略〕									
改正前	別表第一（第二条関係） 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者	<table><tr><td>区分</td><td>テレビジョン放送</td><td>ラジオ放送</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>株式会社とちぎテレビ</td><td>株式会社栃木放送</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table>	区分	テレビジョン放送	ラジオ放送	〔同上〕	株式会社とちぎテレビ	株式会社栃木放送	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
区分	テレビジョン放送	ラジオ放送									
〔同上〕	株式会社とちぎテレビ	株式会社栃木放送									
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕									

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 略

備考 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔備考 略〕

〔備考 同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。